

公益財団法人 川本・森奨学財団定款

制定 平成 23 年 7 月 1 日

改正 平成 23 年 9 月 26 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人川本・森奨学財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、学術優秀でありながら経済的理由によって修学の困難な大学生、大学院生に対し、学資を支給して社会に寄与する人材を育成することを目的とする。

(公益目的事業)

第 4 条 この法人は、前条の公益目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大学生に対する奨学金の支給
- (2) 大学院生に対する奨学金の支給
- (3) 奨学金を受ける学生の補導
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項第 1 号および第 2 号の事業は東京都内に本拠を置く大学および大学院（以下、大学等という）に在籍する大学生・大学院生（以下、大学生等という）対して行う。ただし、奨学金を受ける大学生等が在籍する大学等が移転に伴い、東京都外に本拠を移すこととなった場合には、当該大学生等に対しては正規の修業年限が終了するまで、奨学金の支給を継続することとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産を、この法人の基本財産とする。

2 この法人は基本財産を、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理するよう努めるものとする。

3 やむを得ず基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類は毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に届け出るものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項ならびに第3項第2号、第3号の書類は定時評議員会で承認された後、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に届け出るものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人には、7人以上9人以内の評議員を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任および解任は評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロ又はニに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為によつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員はこの法人の理事ならびに監事若しくは使用人を兼ねることはできない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬）

第13条 評議員の報酬は別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもつて構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 評議員の選任又は解任

(3) 理事及び監事、評議員の報酬等の支給の基準ならびにその規程

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）ならびに財産目録の承認

(5) 定款の変更

- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。定時評議員会は毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、評議員(決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員(決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の選任および解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき評議員全員が書面または電磁的記録により同意したときは、その提案を可決した旨決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長および議長の指名する出席評議員2名が記名押印するものとする。

第6章 役員

(役員)

第20条 この法人に、以下の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 代表理事はこの法人の理事長に就任する。

4 業務執行理事はこの法人の常務理事に就任する。

5 監事はこの法人の理事及び使用人を兼ねることはできない。

6 理事のうち理事のいずれか1名とその配偶者または三親等内の親族その他特別の関係に

あるものの合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 7 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務の遂行)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況の調査をすることならびに各事業年度にかかる計算書類および事業報告を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認める場合、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、これを評議員会および理事会に報告すること。
- (5) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が起こる可能性がある場合には、その理事に対しその行為をやめることを請求すること。
- (6) その監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任は妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の事項について決議を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 毎年度の事業計画ならびに予算の承認
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)ならびに財産目録の承認
- (4) 法人の規程の制定改廃
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
- (7) その他理事会で決議するものとして法令及びこの定款で定められた事項

(開催)

第29条 理事会は定時理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は毎事業年度に2回開催する。
- 3 臨時理事会は以下の場合開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から開催を求められたとき。
- (3) 監事が第23条第1項第4号の報告を行う為に理事会の開催を求めたとき。
- (4) 前号ならびに前々号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の理事会の招集の通知が発せられない場合に請求を行った理事または監事が招集を行ったとき。

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は前条第3項第2号及び第3号の請求があった場合にはその請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 前条第3項第4号の召集は該当する理事あるいは監事が招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合はその限りではない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは常務理事がこれに当たる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長、常務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

- 2 前項は評議員会において評議員の3分の2の賛成を持って決議する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項の定めにより公益法人の設立の登記(以下、移行登記という。)を行ったときは、第6条の定めにかかわらず、移行登記の日の前日を事業年度の末日とし、移行登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は佐々木元、最初の業務執行理事は朝長宣光とする。

別表 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産)

財産種別	内容
定期預金	343,187,000円
株式	株式会社リョーサン株式163,200株